

鳥取県道路施設等管理業務最低制限価格制度実施要領の一部改正について
鳥取県道路施設等管理業務最低制限価格制度実施要領（平成24年3月21日付第201100190446号鳥取県県土整備部長通知）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
第1～2条 略 (適用対象業務) 第3条 この要領は、道路施設等管理業務のうち設計金額（複数年に亘る場合は、1年度当たりの金額）が <u>2</u> 百万円以上の契約（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第3条に規定する特定調達契約を除く。）に係る一般競争入札又は指名競争入札に適用する。 2 略 (最低制限価格の設定) 第4条 最低制限価格の設定権者（以下「価格設定権者」という。）は、鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）の規定により当該道路施設等管理業務の予定価格を決定する権限を有する者とする。 2 最低制限価格は、別に定める算定方法により、予定価格の3分の2 <u>を下回らない</u> 範囲において定めるものとする。 第5～8条 略	第1～2条 略 (適用対象業務) 第3条 この要領は、道路施設等管理業務のうち設計金額（複数年に亘る場合は、1年度当たりの金額）が百万円以上の契約（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第3条に規定する特定調達契約を除く。）に係る一般競争入札又は指名競争入札に適用する。 2 略 (最低制限価格の設定) 第4条 最低制限価格の設定権者（以下「価格設定権者」という。）は、鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）の規定により当該道路施設等管理業務の予定価格を決定する権限を有する者とする。 2 最低制限価格は、別に定める算定方法により、予定価格の3分の2 <u>から10分の8までの範囲</u> において定めるものとする。 第5～8条 略

附 則
この改正は、令和8年9月14日以降に調達公告（調達公告を行わない場合にあっては、入札日の通知）を行う道路施設等管理業務から適用する。